

1. 学問の自由、大学の自治

○ 大学制度について

- ・ 憲法23条における「学問の自由」の保障。
- ・ 教育基本法第7条で大学の自主性・自律性を明記。

→ 「学問の自由」の制度的保障としての大学制度が、国公私を問わないものとして確立されている。

○ 大学設置基準の大綱化（平成3年）

- ・ 各大学において、自らの教育理念・目的に基づき、かつ、学術や社会の要請に適切に対応しつつ、特色あるカリキュラムを編成・実施することが、全体として大学教育を充実させ、社会が求める優れた人材の養成に資する。このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得よう大学設置基準を大綱化する」（平成3年2月8日中央教育審議会答申『大学教育の改善について』（抄））

→ 大綱化により、教育内容や必要授業科目の内容に関する規定が撤廃され、大学教育は全面的に大学の自主性・自律性に基づくものとなった（国による特定の内容の義務付けは困難）。

2. 大学・学部の状況（平成20年度）

◆ ボランティア活動に関する授業科目を開設している大学数

	国立	公立	私立	計
社会福祉に関する活動（老人や障害者などに対する介護、身のまわりの世話、給食、保育など）	31 (37.8%)	11 (15.1%)	161 (28.3%)	203 (28.1%)
保健・医療・衛生に関する活動（病院ボランティア・実習など）	28 (34.1%)	5 (6.8%)	67 (11.8%)	100 (13.8%)

（注）大学数は国立82、公立73、私立568、計723大学であり、私立には放送大学1を含む。放送大学以外の通信制大学及び大学院大学を含まない。

◆ ボランティア活動に関する授業科目を開設している学部数

	国立	公立	私立	計
社会福祉に関する活動（老人や障害者などに対する介護、身のまわりの世話、給食、保育など）	55 (15.5%)	14 (8.8%)	249 (16.4%)	318 (15.6%)
保健・医療・衛生に関する活動（病院ボランティア・実習など）	35 (9.9%)	5 (3.1%)	92 (6.1%)	132 (6.5%)

（注）学部数は国立355、公立160、私立1,517、計2,032学部。上記723大学の学部総数である。

大学における福祉ボランティアによる単位取得②

3. 事例

明治学院大学の例 (HPより)

【ボランティア活動の単位認定の取組】

- ・ボランティアに関する科目を全学部共通科目として設定。
- ・たとえば、初年度に「ボランティア特別研究」という講義を受け、翌年度の主に夏休みを活用して、実際に2週間のボランティア活動を体験し、その内容をレポートすることで単位認定を行う。
- ・大学にボランティアセンターを設置し、学生のボランティア活動の単位取得を支援。

【単位認定の方法】

- ・ボランティア実習後、大学へレポートを提出し、単位認定される。
- ・評価は、現場実習での態度、熱意、成果が50%、レポート内容が50%。

フェリス女学院大学の例 (HPより)

【ボランティア活動の単位認定の取組】

- ・H15年度に基礎教養科目として「ボランティア活動」科目を導入。
- ・単位認定対象のボランティア活動は、比較的長期にわたる国内外での活動を推奨。国内外における270時間以上の活動によって6単位の取得が可能。単発の活動は単位認定対象とせず。
- ・大学に設置されたボランティアセンターは、受入先に関する情報提供等の支援を行う。

【単位認定の方法】

- ・「活動計画書」を大学ボランティアセンターに提出。
- ・活動終了後、「活動終了報告書」等を作成し、大学ボランティアセンターに提出。
- ・履修登録し、担当教員の面接後、合格・不合格を評価される。

4. 今後の論点

○大学教育における自主性・自律性を前提としつつ、大学における福祉ボランティアを推進するには、どのような方策が考えられるか。